

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

66期(2012/平成24年)

第二の故郷の中で得られたもの



会員 村松 洋之 (66期)

実務修習は地方で。いつの頃からかそのような思いを持っていた私は、学生旅での訪熊以降、なぜか頭の中に焼き付いていた通町筋に走る路面電車とその上に雄々しくそびえ立つ熊本城の風景の中で生活することに憧れ、約10ヶ月を過ごす実務修習地の第一希望欄には、迷わず「熊本」と記載しました。

今回、執筆の機会をいただき、修習と弁護士7年目の今の自分とのつながりを改めて考えてみると、熊本修習なくして今の自分はいない、というのが誇張のない率直な思いです。

その第1の理由は、修習そのものの経験です。裁判官の期日前の検討や和解期日の進め方から裁判官室にある書籍まで、裁判所の裏側をこの目で見る事ができたこと、被疑者の取調べや捜査指揮、検死といった検察修習特有の経験はどれも現場を知る貴重な経験でした。また、それ以上に、弁護修習では、自分が試験に受かるかという自己責任の世界ともいえる司法試験の世界から、自らのリサーチやその場の判断によって目の前の依頼者の人生が変わるかもしれないという実務の世界に一步踏み入れたことを実感し、緊張感が高まったことを今でもよく覚えています。

第2の理由は、生まれ育った東京を離れた修習により、第二の故郷ができ、自分の価値観が広がったことです。熊本の魅力を挙げればきりがありませんが、そこに住む方々の地元への想いの強さ、「しゃくの天ぷら」「ちよぼ焼き」など東京では出会ったことのない食べ物の存在を含め、東京が敵わない側面が多くあることを少なからず知れたことは、東京出身の自分にとっては大きかったと感じています。

第3の理由は、「修習同期」の人間関係です。第66期の熊本修習は28名・各班7名という適度なコンパクトさがあり、結果的に10名以上が熊本で弁護士登録をしたことにも裏付けられるように、修習は真面目に、人間関係は大切に、という意識のメンバーばかりでした。そのため、義務感等から企画が行われるわけではなく、日々の飲み会から大小の旅行まで、その都度、気の合うメンバーで企画が成立し、充実した時間を過ごすことができました。

私は、弁護士登録後、都内の大手事務所で勤務を行いました。自身で人脈を広げ「自分のお客」を持ち、幅広い業務分野で一人の弁護士として経験を積み、また、家庭を築いていく修習同期の姿にとっても刺激を受けました。家業と弁護士の二足の草鞋を履くという夢に向けた現事務所への移籍や、子どもに恵まれた家庭を築くという今の自分の背中を当時押してくれたのは、間違いなく、修習同期の存在だったと感じています。

2017年8月に、前年に震災を経験した熊本を訪問し、崩れ落ちた熊本城の石垣などには言葉を失いましたが、熊本や福岡で弁護士をしている班員7名全員が集まり、事前の申し合わせなく翌日の日帰り旅行まで全員参加で行うことができました。修習から数年経っても、困った時には自分の弱みを見せて相談することができ、また、互いに高め合うことができる同期に出会えたことは、一生の財産になると確信しています。最後に、2021年春に天守閣のみ完全復旧予定の熊本城をはじめ、まだ道半ばともいえる熊本の1日でも早い復興を心から願っています。